

8 一般財団法人東京都スキー連盟役員等倫理規則 ☆
第1章 倫理規定

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟定款（以下「定款」という。）第53条に基づき、この規則を定める。

(目的)

第2条 この規則は、定款第4条に掲げる一般財団法人東京都スキー連盟（以下「本連盟」という。）の事業に携わる者が守るべき基本的な規範を定め、本連盟に与えられた社会的使命を果たすことを目的とする。

(適用される者の範囲)

第3条 この規則は、次の各号に掲げる者（以下「役員等」という。）に適用する。

- 一 定款第10条に規定する評議員（以下「評議員」という。）
- 二 定款第23条に規定する理事及び監事
- 三 定款第32条に規定する相談役（以下「相談役」という。）
- 四 定款第43条に規定する専門員（以下「専門員」という。）
- 五 定款第50条に規定する委員会の委員（以下「各種委員」という。）

(役員等の責務)

第4条 役員等は、その社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取るとともに、定款第3条に規定する本連盟の目的を達成するため、本連盟の規則に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役員等の遵守事項)

第5条 役員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的に流用したり不正な行為をしてはならない。

- 2 役員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 3 役員等は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用とその教唆・ほう助等の行為を行ってはならない。
- 4 役員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

第2章 倫理委員会

(設置)

第6条 本連盟に、定款第50条に基づき倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織及び構成等)

第7条 委員会は、評議員3名、理事2名、外部委員2名の計7名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、理事会の決議を得て会長が指名
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。副委員長に事故あるときは、委員会が定めた順序により、他の委員がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければならない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(職務)

第9条 委員会は、理事会の諮問に基づき役員等の倫理規定違反の事実の有無を調査・審議し、懲戒の要否及び懲戒の区分種類を理事会に報告する。

第3章 懲戒

(懲戒事由)

第10条 役員等が、次の各項のいずれかに該当する場合は、懲戒の対象とする。

- 一 法令により有罪判決が確定したとき。
- 二 本連盟の信用を失墜し、体面を汚したとき。
- 三 本連盟の組織を混乱に陥れたとき。

- 四 不正な行為があったとき。
 - 五 役員等個人を誹謗中傷し、名誉を失墜させたとき。
 - 六 本連盟の利益を阻害する不当な行為があったとき。
 - 七 第4条、第5条その他本連盟の諸規則、諸規程に違反する行為があったとき。
- 2 役員等を退任した場合（以下、退任した役員等を「元役員等」という。）であっても、役員等の任期中に前項各号のいずれかに該当する行為があった場合には、懲戒の対象とする。
（職務の停止）
- 第11条 会長は、相談役、専門員、各種委員の行為が前条第1項に抵触する疑いがあることにより審議をしている間は、理事会の決議に基づき、その者の職務を一時停止することができる。
（懲戒の種類）
- 第12条 懲戒の種類は、次のとおりとする。
- 一 「嚴重注意」始末書を取り、口頭で注意すること。
 - 二 「職務の停止」本連盟における職務を一定期間停止すること。
 - 三 「解任」役職を解任すること。
- 2 評議員、理事、監事に対する懲戒の種類は、「嚴重注意」及び「解任」とする。
- 3 相談役、専門員、各種委員に対する懲戒の種類は、「嚴重注意」、「職務の停止」及び「解任」とする。
（懲戒の手続）
- 第13条 委員会は懲戒の対象となった者から当該事案についての説明を求めなければならない。
- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 委員会は、役員等の第10条各号に該当する事実の有無を調査及び審議をし、懲戒の要否及び種類について理事会に報告する。
- 4 委員会は、懲戒の対象となった者から文書による弁明を求めなければならない。
（報告書）
- 第14条 委員会は、前条第3項の報告書及び同条第4項の本人の弁明書を併せて理事会へ提出するものとする。
- 2 理事会は、審議経過と併せて前項の報告書及び弁明書を評議員会に提示しなければならない。
（懲戒の執行）
- 第15条 理事会は、前条第3項の報告を受け、次の懲戒の手続きを行う。
- 一 評議員に対する「嚴重注意」及び「解任」は、評議員会決議による。
 - 二 理事に対する「嚴重注意」については理事会決議による。
 - 三 理事に対する「解任」については、評議員会決議による。
 - 四 監事に対する「嚴重注意」及び「解任」については、評議員会決議による。
 - 五 相談役、専門員及び各種委員に対する「嚴重注意」、「職務の停止」及び「解任」については、理事会の決議による。
- （損害賠償責任の免除と懲戒）
- 第16条 本連盟は役員等又は元役員等が、定款第31条により損害賠償が免除されたときであっても、この規則による懲戒をすることができる。
（委任）
- 第17条 この規則に定めがない事項については委員会の定めるところによる。
（改廃）
- 第18条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。
- 附 則
この規則は、2008年（平成20年）4月19日から施行する。
- 附 則（2012年（平成24年）7月22日評議員会決議）
この規則は、2012年（平成24年）8月1日より施行する。
- 附 則（2012年（平成24年）11月29日評議員会決議）
- 1 この規則は、2012年（平成24年）11月29日から施行する。
- 2 この規則施行前に役員等及び元役員等であった者についても、この規則に基づく懲戒の対象とすることができる。
- 附 則（2014年（平成26年）5月1日理事会決議）
（2014年（平成26年）5月10日評議員会決議）

この規則は、2014年（平成26年）5月10日から施行する。
附則 2021年（令和3年）6月9日理事会決議
2021年（令和3年）7月17日評議員会決議
(施行日) この規則は、2021年(令和3年)7月17日から施行す。